

研究不正行為の申立に係る事案の調査報告（概要）

1. 経緯・概要

令和6年2月1日、本学の学術研究の不正行為に関する申立窓口に対して、不正行為が疑われるとする申立があった。

事案の内容が明示され、不正とする科学的な合理性のある理由が示されているため、研究規範委員会において申立を受理し、予備調査を実施した。予備調査の結果、申立内容の合理性及び調査可能性があるため、本調査が必要と判断された。

本調査（令和6年4月25日～令和6年10月29日）の結果、単著論文3報について、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）は認められなかったが、以下の不正行為があったと認定した。

- （1）論文A、Bについて、本学で行った研究ではないにもかかわらず本学で行った研究であると、事実と異なる記載を故意に行った。
- （2）論文A、B、Cについて、本学において動物使用計画書の承認を受けていないにもかかわらずこれを受けたとする事実と異なる記載を故意に行うとともに、これに併せて全く論文内容とは異なる動物を使用する動物使用計画書の番号を故意に記載した。

また、論文A、Cに関しては、本学の「研究資料等の保存に関するガイドライン」で定める保存期間内であるにもかかわらず資料が保管されていなかった。

なお、存在しない研究データを作成したり、研究データを異なる値等に変更するなどの操作をしたとまでは言えず、捏造や改ざんがあったとは認定していない。

2. 調査

（1）調査体制 調査会の構成 学内調査員4名、学外調査員4名

（2）調査期間 令和6年4月25日（木）～令和6年10月29日（火）

（3）調査対象

①調査対象論文 3報

②調査対象者 本学元教授 1名

③調査対象経費 本学運営費交付金、共同研究費、科研費及び前職機関の運営費交付金

（4）調査方法・手順

①申立内容、予備調査結果及び論文等を確認し、調査方法を審議した。

②調査対象者に生データ等の提出を求めるとともに、ヒアリングを行った。

③論文Cについて、元教授が試料等の提供を受けたと説明した関係機関に事実関係を確認した。

④調査対象者から提出された生データや実験ノート等及びヒアリング内容、並びに関係機関からの提出資料及び説明を踏まえて審議した。

⑤本学における、元教授の支払い関係書類のうち保存期間内であるものについて確認した。

3. 調査結果

(1) 認定した不正行為の種類

論文A、B及びC（いずれも元教授の単著）について、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（山口大学）」に定める不正行為のうち、特定不正行為（捏造、改ざん及び盗用）こそ認定はしていないが、論文A及びBについては実際には本学では実験を行っていないにもかかわらず本学を実験を行った組織とし、さらに3論文とも本学において動物使用計画書が承認されたとの虚偽の内容を故意に記載して論文を構成しており、ガイドラインにおける特定不正行為ではない不正行為である「研究規範に反する行為」（虚偽の記載）があると認定した。

(2) 該当論文 3報

(3) 不正行為に関与し、当該論文に責任を負う研究者 本学元教授

(4) 不正行為が行われた経費・研究課題

論文A及びBは、前職機関に在職中に行った研究であり、前職機関の運営費交付金で行い、論文Cは、本学に在職中に行った研究であり、本学の運営費交付金で行ったとの説明が元教授からされたが、経費の特定はできず、また、科研費については、当該論文への使用は認められなかった。

(5) 不正行為の具体的内容、結論と判断理由

論文A、B及びCについて、次のような不正行為があったと判断した。

- ・論文A及びBについて、本学で行った研究ではないにもかかわらず、本学で行った研究であると故意に記載した。
- ・論文A、B及びCについて、動物使用計画書の承認を受けていないのに本学においてこれを受けたとする事実と異なる記載を故意に行うとともに、これに併せて全く論文内容とは異なる動物を使用する動物使用計画書の番号を故意に記載した。

なお、本学ガイドラインにおいては、「このガイドラインで対象となる不正行為は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用、並びに二重投稿や不適切なオーサiershipなどの研究規範に反する行為、科学コミュニティにおいて学協会の倫理規定や行動規範及び学術誌の投稿規定等の違反とします。」と規定しているところ、基本的な実験を行った組織・場所の記載は研究の信用性をはかる基礎的要素であり、さらに、同組織の下での動物使用計画書の提出・承認も同様であって、故意にこの存在を偽り記載することは不適切なオーサiershipの記載などと並んで「研究規範に反する行為」に包括され禁止されるものである。

これらは、研究の実施場所や動物使用計画書等の、研究データや成果以外の部分で虚偽の記載をしており、存在しない研究データを作成したり、研究データを異なる値等に変更するなどの操作をしたとまでは言えず、捏造や改ざんがあったとは認定しない。

- ・さらに、論文発表後に生データ等を10年間保存しなければならないところ、論文Aについては論文投稿前である本学への異動に際し、論文Cについては本学退職までに、正当な理由なく生データ等を処分したことは不適切な行為である。

4. 本学が行った措置

(1) 元教授に、論文B及びCの取り下げを求める勧告を行った。（論文Aについては取下げ手続き済）

(2) 本学の規則に基づき、5月13日付けで停職（3カ月）相当とすることを決定した。

(3) 既に退職しているため、研究費の執行停止は行っていない。

5. 不適切な行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

研究の実施機関や動物使用計画書の有無などに関する虚偽の記載については、研究者としての基本的な見識の欠如、コンプライアンス意識や規範意識の欠如によるものであるといえる。

またいずれも単著論文で、元教授のみの研究室であることから他の研究者のチェックも入りにくいものであり、さらに生データの保管等、研究者の基本的な見識の欠如に基づくものと指摘せざるを得ない。

(2) 再発防止策

動物を使用した研究を行う場合の手続きの要点をまとめたパンフレット等を作成する。また、毎年開催している動物使用に関する教育訓練において研究倫理について、より一層強調して説明する。

今回の事態を厳粛に受け止め、今後このようなことが生じないよう、学内における研究倫理のより一層の徹底を図り、再発防止に努める。

以上